

第23回定時株主総会資料

(交付書面省略事項)

個別注記表

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

クリングルファーマ株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 5年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

3. 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、医薬品の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金収入、マイルストーン収入、ロイヤリティ収入及び、製品販売収入を得ております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①契約一時金収入

契約一時金収入は、履行義務が充足される一時点であるライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

②マイルストーン収入

マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。

③ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、知的財産のライセンスに関連して顧客が売上高を計上する時または顧客が知的財産のライセンスを使用する時もしくは、売上高または使用量に基づくロイヤリティの一部または全部が配分されている履行義務が充足（あるいは部分的に充足）された時点で収益を認識しております。

④製品販売収入

製品販売収入は、国内販売については製品の出荷時に、輸出販売については契約相手先の受領時に収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

〔会計方針の変更〕

該当事項はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

該当事項はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 28,346千円
減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。
2. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債
顧客との契約から生じた債権については、流動資産の「売掛金」、契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は〔収益認識に関する注記〕「3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
現金及び預金 496,531千円
 - (2) 担保に係る債務
長期預り金 496,531千円

〔損益計算書に関する注記〕

一般管理費に含まれる研究開発費の総額 643,266千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,810,700株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 136株
3. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 275,000株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因是、繰越欠損金であり、全額評価性引当額として控除しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当増資及び新株予約権の行使により資金を調達しております。増資により調達した資金の用途は主に研究開発であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

金融資産は主に、未収消費税等であり、1年以内の還付予定であります。

金融負債は主に、未払金、未払法人税等、長期預り金であります。営業債務である未払金は、1年以内に支払期日が到来する金融負債であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、未払金の一部には外貨建のものがあり、為替リスクに晒されております。未払法人税等も同様に1年以内に支払期日が到来します。長期預り金は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）から預かった研究開発資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権の信用リスクについて、社内規程に基づいて与信限度額を設定して、債権残高が一定水準以上となることを回避するとともに、取引先の財政状態の定期的なモニタリングを行っており、早期の債権回収も図っております。また、営業債務については、経営管理部が資金繰り予算を作成し、更新しており、手許流動性を当社の販売費及び一般管理費の15ヶ月分超となるよう管理しております。

外貨建の取引については、適時に為替レートの把握をしており、為替の影響が一定に維持できるよう管理しております。なお、現在、為替予約等為替に関するものも含めデリバティブ取引は行っておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社の金融商品の時価は、市場価格がないため、合理的に算定された価格によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しております、預金、未収消費税等、未払金及び、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預り金	496,531	490,840	△5,691
負債計	496,531	490,840	△5,691

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預り金	—	490,840	—	490,840
負債計	—	490,840	—	490,840

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期預り金

長期預り金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、返還するまでの預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	当事業年度
契約一時金収入	—
マイルストーン収入	—
ロイヤリティ収入	73,841
製品販売収入	6,197
顧客との契約から生じる収益	80,038
その他の収益	—
外部顧客への売上高	80,038

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,560	—
契約負債	—	64,751

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」、契約負債は「前受金」に含まれております。また、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額はございません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	日本全薬工業株式会社	福島県郡山市	170,000	動物用医薬品及び医療機器等の研究開発・製造・輸出入・販売、バイオ原薬受託製造	(被所有) 直接 7.35%	研究開発の委託等	研究開発品等の製造委託及びその品質検査(注2)	19,714	未払金 長期未払金	7,940 132

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 價格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	306円87銭
1株当たり当期純損失	118円21銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2024年11月20日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2024年12月20日開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することいたしました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2007年12月21日開催の第6回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額80百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、また上記報酬枠とは別枠で2022年12月23日開催の第21回定時株主総会決議により取締役（社外取締役を除く）のストックオプション報酬限度額は年間1億円以内、新株予約権の上限数は年1,000個とする旨のご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、上記ストックオプションに代えて本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本議案の承認可決を条件として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止することとし、以後、対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えるに於ける金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、本制度に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。